

指定特定非営利活動法人指定申出書

令和8年 8月28日 神奈川県知事 黒岩 祐治 殿	主たる事務所の 所在地	〒248-0022 神奈川県鎌倉市常盤 219 番地松山方 電 話（ 0467 ） 47－ 1433 FAX（ ） －
	（フリガナ）	エヌピーオーハウジンカマクラボウケンアソビバヤマモリ
	法人の名称	NP0 法人かまくら冒険遊び場やまもり
	（フリガナ）	ツボイ レイコ
	代表者の氏名	坪井 玲子
	設立年月日	令和元年6月14日
	過去の指定の有無 及びその年月日	有 ・ 無 年 月 日
	事業年度	4月 1日 から 3月 31日 まで

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例第2条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、地方税法第37条の2第3項の規定により申し出ます。

現に行っている事業の内容

（特定非営利活動に係る事業）

1 子育て支援に関する事業

2 地域交流に関する事業

3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（その他の事業）

無し

県内における特定非営利活動を行う地域

鎌倉市

主たる事務所以外の県内にある事務所の所在地

なし

その他の参考事項

鎌倉市梶原4-4-2 事業拠点



指定要件チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO 法人 かまくら冒険遊び場やまもり		実績判定期間	2024年4月1日～2026年3月31日																																											
(1) 県内で活動する特定非営利活動法人であること。						チェック欄 ☐																																									
特定非営利活動法人の活動地域 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>申出日の属する 事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">判定の対象となる 各事業年度</td> <td>2024年4月1日から</td> <td>2025年4月1日から</td> <td>年 月 日から</td> <td>年 月 日から</td> <td>年 月 日から</td> <td>2026年4月1日から</td> </tr> <tr> <td>2025年3月31日 まで</td> <td>2026年3月31日 まで</td> <td>年 月 日まで</td> <td>年 月 日まで</td> <td>年 月 日まで</td> <td>2027年3月31日 まで</td> </tr> <tr> <td>県内で活動する特定 非営利活動法人 である。</td> <td>はい・いいえ</td> <td>はい・いいえ</td> <td>はい・いいえ</td> <td>はい・いいえ</td> <td>はい・いいえ</td> <td>はい・いいえ</td> </tr> <tr> <td>活 動 地 域</td> <td>鎌倉市</td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td> （特定非営利活動に 係る事業） 1 子育て支援に関する事業 2 地域交流に関する事業 3 その他この法人の目的を達成 するために必要な事業 （その他事業） なし </td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>								①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度	判定の対象となる 各事業年度	2024年4月1日から	2025年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	2026年4月1日から	2025年3月31日 まで	2026年3月31日 まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	2027年3月31日 まで	県内で活動する特定 非営利活動法人 である。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	活 動 地 域	鎌倉市	同左				同左	備 考	（特定非営利活動に 係る事業） 1 子育て支援に関する事業 2 地域交流に関する事業 3 その他この法人の目的を達成 するために必要な事業 （その他事業） なし	同左				同左
	①	②	③	④	⑤	申出日の属する 事業年度																																									
判定の対象となる 各事業年度	2024年4月1日から	2025年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	2026年4月1日から																																									
	2025年3月31日 まで	2026年3月31日 まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	2027年3月31日 まで																																									
県内で活動する特定 非営利活動法人 である。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ																																									
活 動 地 域	鎌倉市	同左				同左																																									
備 考	（特定非営利活動に 係る事業） 1 子育て支援に関する事業 2 地域交流に関する事業 3 その他この法人の目的を達成 するために必要な事業 （その他事業） なし	同左				同左																																									

指定要件チェック表（第2表）（条例第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり		実績判定期間	2024年4月1日～2026年3月31日		
-----	--------------------	--	--------	----------------------	--	--

(2) 次のいずれかに該当すること

ア 次に掲げる基準に該当していること。

(ア) その事業活動の内容について、次に掲げる基準に該当していること。

a 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

b 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの

(イ) その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

a 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続が見込まれること。

b 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。

イ 当該特定非営利活動法人が、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として県内の市町村の当該寄附金を定める条例で定められているもので、知事が適当と認めたものであること。

(ア) その事業活動の内容について、次の掲げる基準に該当していること。

a 判断基準 不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

① 原則、特定非営利活動に係る事業の支出規模が、実績判定期間内の各事業年度において、総支出額の2分の1以上であること。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	合 計
	2024年4月1日から	2025年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	
	2025年3月31日まで	2026年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	
すべての事業活動に係る金額等	10,600千円	12,395千円				22,995千円
特定非営利活動に係る事業活動に係る金額等	10,600千円	12,395千円				22,995千円
特定非営利活動に係る事業活動の割合	100%	100%	%	%	%	100%

()

② 利益を受ける県民が存在すること。

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2024年4月1日から	2025年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	2026年4月1日から
	2025年3月31日まで	2026年3月31日から	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	2027年3月31日まで
利益を受ける県民が存在する。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

第2表（次葉）

b 判断基準 地域の課題の解決に資するもの

特定非営利活動に係る事業が、①又は②に該当すること。又は、①に該当する事業費と②に該当する事業費の合計額が総事業支出額の2分の1以上であること。

① 法人の活動が行政の計画、施策の方向性に沿うものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	行政の計画・施策 (省庁・地方公共団体等の名称)	方向性に沿っている内容・理由
【子育て支援に関する事業】 鎌倉市冒険遊び場協働運営事業	84.1%	鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン） 【計画期間：令和7年度～令和11年度】 （鎌倉市）	「鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン）」の主要施策の一つとして、「協働による子育て支援ネットワークの構築と支援」が掲げられており、主な事業として、「冒険遊び場協働運営事業」が記載されている。 当法人では、かまくら冒険遊び場・梶原の運営などを行っていることから、市が掲げる計画に合致したものとなっている。

② 法人の活動が地域の住民等の要望に対応するものであること。

法人の活動 (具体的な事業)	割合	地域の住民等の要望を 説明する資料	対応している内容・理由
無し			

第2表（次葉）

（イ）その特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

a 判断基準 事業の活動の実績と継続的な事業の実施

- ① 第3条第1項第4号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績がある。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2024年4月1日から	2025年4月1日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	2026年4月1日から
	2025年3月31日まで	2026年3月31日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	2027年3月31日まで
県内の活動地域における事業の活動の実績	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

- ② 継続的な事業の実施が見込まれること。

指定期間中、人的体制、活動資金の見通し等から、継続的な事業の実施が見込まれる。	はい ・ いいえ
---	----------

※ 継続的な事業の実施（見込み）を説明する資料（事業計画等）を添付してください。

b 判断基準 支持されている実績

- ① 当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績がある。

判定の対象となる 各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
	2024年4月1日から	2025年4月1日から	年 月 日か	年 月 日か	年 月 日か	2026年4月1日から
	2025年3月31日まで	2026年3月31日まで	年 月 日ま	年 月 日ま	年 月 日ま	2027年3月31日まで
支持されている実績の有無	有 ・ 無 (行政等)	有 ・ 無 (行政等)	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 ()	有 ・ 無 (行政等)

- ② 実績の内容

支持されている実績	実 績 の 内 容 等
行政等から支持を受けている実績	[内 容] 行政等との協働 (鎌倉市こどもみらい部こどもみらい課(旧こども支援課との協働)) 鎌倉市と協定を締結し、鎌倉市冒険遊び場協働運営事業を実施。
	[期間等] 2019年度～現在まで

指定要件チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO 法人 かまくら冒険遊び場やまもり		実績判定期間	2024 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで		
-----	-------------------------	--	--------	------------------------------------	--	--

(3) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。

(ア) 役員及びその親族等

(イ) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。

エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。

ア

項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (b ÷ a)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (d ÷ a)
区 分	a					
①	2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで	7 人	0 人	0%	0 人	0%
②	2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで	7 人	0 人	0%	0 人	0%
③	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
④	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日から 年 月 日まで	人	人	%	人	%
申出日の属する事業年度		7 人	0 人	0%	0 人	0%

(備考) 各欄の人数等は、付表「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等であること。	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
上記を証する書類の名称とその内容等	は い	は い	は い	は い	は い	は い
定款 第 30 条各正会員の表決権は、平等なるものとする。	い い え	い い え	い い え	い い え	い い え	い い え

第3表 (次葉)

ウ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	は い ・ ○いえ	は い ・ ○いえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ ○いえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ	は い ・ いいえ

(備考) 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

帳簿組織の状況

法人名	NPO 法人かまくら冒険遊び場やまもり		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	ファイル	随時	7年
通帳出納帳	ファイル	随時	7年
源泉徴収台帳	ファイル	随時	7年
謝金申請書	ファイル	随時	7年
給与台帳	ファイル	随時	7年
寄付者名簿	ファイル	随時	7年
領収書	3枚複写伝票	随時	7年
請求書、領収書綴り	ファイル	随時	7年
仕訳帳	パソコン（会計ソフト）	随時	7年

(記載要領)

・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。

・ 「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載します。

・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「1週間ごと」等のように記載します。

指定要件チェック表（第4表）（条例第4条第1項第4号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO 法人 かまくら冒険遊び場やまもり		実績判定期間	2024 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで		
-----	-------------------------	--	--------	------------------------------------	--	--

(4) その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは 3 親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ア

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
役員の職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

役員等又は役員等が支配する法人 に対しその対価の額が当該資産の その譲渡の時ににおける価額に比し て著しく過少と認められる資産の 譲渡とその他役員等又は役員等が 支配する法人と当法人の間の資産 の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及 びアの活動を行う者又は特定の候 補者もしくは公職にある者に対す る寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(備考) 付表「役員等に対する報酬等の状況(第4表)付表1」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表)付表2」を記載し添付してください。

役員等に対する報酬等の状況（第4表）付表1

法 人 名	NPO 法人かまくら冒険遊び場やまもり
-------	---------------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与・その他 手当の区分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
坪井玲子	理事長	役員	給与	2024年4月1日～ 2026年7月31日	2,539,869
景山恵	理事	役員	給与	2024年4月1日～ 2026年7月31日	1,390,432
煤賀美季子	理事	役員	給与	2024年4月1日～ 2026年7月31日	3,181,537
杉本有里恵	理事	役員	給与	2024年4月1日～ 2026年7月31日	2,145,081
東樹麻由子	理事	役員	給与	2024年4月1日～ 2026年7月31日	2,010,689
松山麻衣	理事	役員	給与	2024年4月1日～ 2026年7月31日	2,753,207

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

イ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	2024年4月1日～2026年7月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
5人	21,231,363円

役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表）付表2

法 人 名	NP0 法人かまくら冒険遊び場やまもり
-------	---------------------

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注) 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

指定要件チェック表（第5表）（条例第4条第1項第5号及び第6号に適合する旨を説明する書類）

法人名	NPO 法人かまくら冒険遊び場やまもり	実績判定期間	2024 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日
-----	---------------------	--------	--------------------------------

(5) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを主たる事務所及び県内の事務所（県内の事務所がない場合にあっては主たる事務所）において閲覧させること。

○

ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等

イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項を記載した書類

カ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類から個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧させることに同意する。		同 意	
		⑤る	しない
1	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の名簿） (2) 役員名簿（役員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿） (3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）		
2	(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
4	前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程		
5	I 次の事項を記載した書類 (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 (イ) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 (4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (5) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの (ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(イ)に掲げる事項を除く。） (イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額 (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 II その他規則で定める書類（条例第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類）		
6	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(備考) 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。

第5表（次葉）

(6) 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

チェック欄

○

- ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 ウ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 エ 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの
 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに掲げる事項を除く。）
 b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額
 オ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等
 （年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除き、定款等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分以外の部分に限る。）

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額（年間300万円未満） （（⑥×12）÷⑦＜300万円）	小規模法人の適用
	はい ・ ①いえ

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
総収入額	円	円	円	円	円

合計総収入額（※⑥）	円	① から⑤までの合計月数（※⑦）	月
------------	---	------------------	---

年総収入額（⑥×12÷⑦＜300万円）	円
---------------------	---

2 インターネットの利用による公表（1の小規模法人を除く）

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同 意	
		⑧る	しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
3	次の事項を記載した書類 (1) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (2) 報酬又は給与に関する事項のうち、次に掲げるもの ア 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（イに掲げる事項を除く。） イ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額		
4	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録） (2) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類、個人の住所又は居所に係る記載以外の部分）		

指定要件チェック表（第6表）（条例第4条第1項第7号）

(7) 各事業年度において、事業報告書等を特定非営利活動促進法第29条の規定により所轄庁に提出していること。	チェック欄
	○

各事業年度における、事業報告書等の所轄庁への提出の有無

①	②	③	④	⑤
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

指定要件チェック表（第7表）（条例第4条第1項第8号）

(8) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。	チェック欄
	○

法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

指定要件チェック表（第8表）（条例第4条第1項第9号）

(9) 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。	チェック欄
	○

事業年度	4月 1日 ~ 3月 31日	設立年月日	平成・令和 元年 6 月 14 日
------	----------------	-------	-------------------

欠 格 事 由 チ ェ ッ ク 表

法人名	NPO 法人かまくら冒険遊び場やまもり	チェック欄
指定又は指定の更新にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は指定又は指定の更新を受けることができません。		○

- 1 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの
 - (1) 指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）
- 2 条例第 20 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの
- 3 その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しないもの
- 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しないもの
- 6 次のいずれかに該当するもの
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1)	指定特定非営利活動法人が条例第 20 条第 1 項各号（第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号を除く。次号において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号（第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から 5 年を経過しないもの	有 ・ 無
(2)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有 ・ 無
(3)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは神奈川県暴力団排除条例の規定に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者	有 ・ 無
(4)	暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第 6 号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 6 号において同じ。）	有 ・ 無

欠格事由チェック表（次葉）

2	指定を取り消されその取消しの効力を生じた日から5年を経過しない法人	はい・〇いえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反している法人	はい・〇いえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・〇いえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・〇いえ
6	次のいずれかに該当する法人	
	☐ 暴力団	はい・〇いえ
	☐ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・〇いえ

（備考）上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。

上記欠格事由1から6のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 8 年 8 月 28 日

所 在 地 神奈川県鎌倉市常盤 219 松山方

法人の名称 NPO 法人かまくら冒険遊び場やまもり

代表者の氏名 坪井 玲子

欠格事由チェック表（次葉）

【添付書類】

- 所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに、関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付してください。
- また、別紙「役員等氏名一覧表」を記載し、欠格事由チェックリストと併せて提出してください。

寄附金充当予定事業一覧

法人の名称	NPO 法人かまくら冒険遊び場やまもり
-------	---------------------

事業名	具体的な事業内容	実施 予定 年月	実施予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	寄附金充当 予 定 額
あそんでまも る里山事業	① 「鎌倉の山を歩いて遊 ぼう」 ② 「山の手入れと山あそ び」	2026 年 8 月～ 2031 年 3 月	鎌倉市内 の緑地	4 人	子ども及び子 育てをしてい る人 468 人	1,985,000 円
遊び場を取り 巻く環境に関 する普及・啓 発事業	イベント出展	2026 年 8 月～ 2031 年 3 月	鎌倉市内	8 人	従業員、子ども 及び子育てに 関わる人	548,000 円
放課後活性化 事業	放課後かまくらっ子地域プ ログラムへの参加	2026 年 8 月～ 2031 年 3 月	鎌倉市内 の放課後 かまくら っ子	11 人	放課後かまく らっ子に在籍 している児童	80,000 円
調査研究・研 修事業	里山の保全活動を行う。遊び 場に関する調査や研究・研修 を行う。救命救急や防災の 知識を学べる講座などを開 催する。	2026 年 8 月～ 2031 年 3 月	鎌倉市内 の緑地	8 人	里山緑地等の 保全・活用に関 わる地域団体 約 20 人、救命 救急や防災講 座等の受講者 約 20 人	100,000 円
多様な生活環 境にある子ど もたちの支援 事業	不登校やヤングケアラーな ど多様な生活環境にいる子 どもたちの支援になるよ う、関係機関と連携を図る。 また関連する講座の受講を 検討する	2026 年 8 月～ 2031 年 3 月	かまくら 冒険遊び 場・梶原	15 人	受益対象者： 「鎌倉市内の 不登校児童生 徒（約 380 人） や家庭内でケ アを担う子ど も・若者、なら びにその保護 者（年間想定利 用者のうち、配 慮や支援を要 する約 20 名）	50,000 円

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名

湘南信用金庫 深沢支店

NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県鎌倉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちのために「やってみたいをやってみよう」をモットーに、鎌倉の豊かな自然と地域性を生かした野外を中心とした遊び、地域との交流、多世代の居場所づくりに関する事業を行い、子育てに関わる様々な人々を取り巻く環境づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 子どもの健全育成を図る活動
- 2 まちづくりの推進を図る活動
- 3 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- 1 子育て支援に関する事業
- 2 地域交流に関する事業
- 3 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して、各自の可能な範囲で積極的にこの法人の運営に参画する意思を持って入会した個人及び団体
- 2 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 退会届の提出をしたとき。
- 2 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- 4 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 この定款等に違反したとき。
- 2 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員の義務)

第12条 会員は、本会を政治、宗教、その他営利目的のために利用しない。

(搬出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- 1 理事 3人以上13人以下
- 2 監事 1人以上 3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第15条 理事は、総会において選任する。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 1 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 2 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 3 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄

庁に報告すること。

- 4 前号の報告をするため、必要がある場合には、総会を招集すること。
- 5 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結の時までその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- 2 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く事ができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- 1 定款の変更
- 2 解散
- 3 合併
- 4 事業報告及び決算に関する事項
- 5 役員の選任等に関する事項

- 6 入会金及び会費に関する事項
- 7 長期借入金に関する事項
- 8 その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 2 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- 3 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、前条第2項、次項第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 日時及び場所

- 2 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - 3 審議事項
 - 4 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 5 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - 1 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - 2 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - 3 総会の決議があったものとみなされた日
 - 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1 事業計画及び予算に関する事項
- 2 事務局の組織等に関する事項
- 3 総会に付議すべき事項
- 4 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 5 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1 理事長が必要と認めたとき。
- 2 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- 3 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長または理事のいずれかが招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長または、やむを得ない理由により理事長が不在の場合は理事のいずれかがこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	平野 佳世子
理事	長谷川 節子
同	景山 恵
同	阪口 泉
同	煤賀 美季子
同	杉本 有里恵
同	坪井 玲子
同	東樹 麻由子
同	中林 祐子
同	星野 彩子
同	松山 麻衣
監事	濱田 憲和

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	個人 0円	団体 0円
賛助会員	個人 0円	団体 0円

(2)年会費

正会員	個人 2,000円	団体 3,000円
賛助会員	個人 1口 1,000円(1口以上)	
	団体 1口 1,000円(1口以上)	

附則

この定款は、2020年 10月 9日から施行する。

附則

この定款は、2021年 8月 19日から施行する。

2025年度 事業報告書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

法人の名称 NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり

1 事業の成果

鎌倉市との協働事業である「かまくら冒険遊び場」では、新たな居場所の一つとして「冒険遊び場・寺分」を定期開催した。出張冒険遊び場については、初めて小学校の校庭での開催が実現し、子どもだけでも参加しやすい遊び場を提供することができた。また、本事業においては、不登校支援およびヤングケアラー支援の取り組みを継続して実施した。さらに、関係機関や関係者とのつながりを構築し、子どもを見守る大人同士の連携を図る機会となった。

放課後活性化事業として実施している「放課後かまくらっ子」の地域プログラムへの参加については、これまでの「かまくらっ子ふかさわ」「かまくらっ子やまさき」「かまくらっ子おさか」に加え、新たに「かまくらっ子にしかまくら」および「かまくらっ子こしごえ」に参加し、活動の広がりが見られた。

子どもゆめ基金の助成を受けて実施している「あそんでまもる里山事業」は、2020年より月1回の開催を継続している。幼児親子および小学生の参加者数は安定しており、鎌倉の里山をより身近に感じてもらう体験機会を提供することができた。また、鎌倉峯山の会や自主保育団体と連携し、「かまくら冒険遊び場・梶原」に遊びに来る子どもたちとともに、山の保全活動と山あそびを行うイベントを開催した。

2025年は、多くの子どもたちが自由な遊びを経験できる機会を創出するとともに、地域において冒険遊び場の考え方を広げる取り組みを進めた1年となった。また、地域スタッフとのつながりを育みながら活動を展開することで、新たな担い手の広がりや遊びの芽が生まれるなど、地域における子どもの遊び環境の充実につながった。さらに、不登校の子どもも多様な背景をもつ子どもたちの受け入れ先の一つとして、冒険遊び場が地域の中で果たす役割を改めて認識した。今後も、子どもたちが安心して主体的に遊び、成長できる環境づくりを大切にしながら、地域との連携をさらに深め、継続的な活動の充実と発展に努めていく。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

1. 子育て支援及び地域交流に関する事業

事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人員	対象者	支出額
鎌倉市冒険遊び場 協働運営事業	かまくら冒険遊び場・梶原の運営：鎌倉の自然を生かした遊び場をつくる。現場にある自然や身近なものを活用した遊び（木工、竹細工、昔遊び、火起し、探検、秘密基地づくり、調理など）を行う。 遊び場となる里山の保全活動を行う。	2025年4月1日～ 2026年3月31日	鎌倉市梶原 4-4-2 かまくら冒険 遊び場・梶原	11人	子ども及び 子育てをして いる人、 8,238人 （開館日数 215日）	10,146,042 円
	おやこサロン：かまくら冒険遊び場・梶原において、室内外を利用した遊びの場及び乳幼児親子を対象としたつどいの場を提供する。外遊びや広いホールで、絵の具や粘土などを素材とした遊びを行う。講師を招いての講座等の実施。子育てに関する情報掲示板などの設置及び子育て相談や情報交換を行う。	月4回程度	鎌倉市梶原 4-4-2 かまくら冒険 遊び場・梶原	11人	子ども及び 子育てをして いる人 245人（45 回）	
	出張冒険遊び場：●市内各地の既存の公園や里山などで、その地域の人たちとともに場所・季節・地域の暮らしを意識した	年10回（出張）	鎌倉市内の 公園や緑地	11人	子ども及び 子育てをして いる人 出張冒険	

	遊びのしかけを展開する。申し込み制ではない、誰もが自由に過ごせる場の提供を目指す。 ●寺分冒険遊び場を月に2回開催する。	年18回 (寺分冒険遊び場)			遊び場: 1015人(10回) 遊び場寺分:302人(18回)	
	地域のつどいの場提供:かまくら冒険遊び場・梶原において、地域の方と交流をはかり、多世代の語らいの場をつくる。 高校生、大学生、および大人のボランティア活動の場をつくる。 子育てに関するサークルや講座を開催したい人を応援する。	年4回	鎌倉市梶原 4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原	11人	子ども及び子育てに関わる346人(4回)	
	多様な環境の子どもたちの支援:不登校支援やヤングケアラー支援など多様な環境にいる子どもたちの支援として、イベントの開催などの周知活動と居場所の提供に取り組む。	通年	鎌倉市梶原 4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原	11人	子ども及び子育てに関わる17人(イベント参加者数)	
放課後活性化事業	鎌倉市内の放課後かまくらっ子において、地域コーディネーターからの依頼を受け、プログラムを実施。遊びの大切さをより多くの小学生に広めていく。 かまくら冒険遊び場・梶原の広報活動の一環も担う。また新規のかまくらっ子への参入を検討する。	年合計31回	放課後かまくらっ子 ふかさわ・やまさき・おさか・にしかまくら・こしごえ	11人	参加者 11113人(開催校5校)	495,234円
	子どもの声を拾い、自由な時間・遊びを守る広報等の活動を行う。	通年	広報媒体で発信	8人	子ども及び子育てに関わる人	0円
あそんでまもる里山事業	地域の里山の保全団体とつながり、山で遊び、山を散策するイベントを開催する。鎌倉の里山とそれを保全する地域の活動があることを認知し、子どもたちを楽しみながら、鎌倉の自然や地域の里山を守る意識につながることを目的とする。 また、青空自主保育の経験を活かし、里山が子どもの遊び場となり、健やかな育ちの場となることを伝えていく。	年12回	鎌倉市内の里山及び海(山崎・台峯緑地、峯山、桔梗山、鎌倉中央公園など)	3人	子ども及び子育てをしている人 575人	958,234円
	峯山、台峰の地域で定点の里山遊び場の企画を検討し、実施する。	12回	鎌倉市内の緑地・公園	2人	子ども及び子育てをしている人 60人	20,800円
多様な環境の子どもたちの支援事業	不登校支援やヤングケアラー支援など多様な環境にいる子どもたちの支援として周知活動に取り組む。	通年	広報媒体で発信	11人	子ども及び子育てをしている人	0円

2. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

調査、研究・研修事業	遊び場となる里山の保全活動を行う。 遊び場に関する調査や研究・研修を行う。 その他法人に必要な研修を行う。 救命救急や防災の知識を学べる講座などを開催する。	通年	峯山、山崎・台峯緑地及び鎌倉市内の緑地、鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原、等	8人	里山の保全団体、従業員、子ども及び子育てに関わる人	295,100円
遊び場を取り巻く環境に関する普及・啓発事業	会報を発行する。(年4回) メールマガジンを配信する。(月1回) SNSやHPによる広報活動を行う。 地域の関係各所との連携活動を強化する。 外あそびの重要性を伝えるイベントを開催する。 広報活動を目的としたイベント出展をする。 梶原でできつつある環境を、他の地域で展開することを検討する。	通年	鎌倉市内	8人	従業員、子ども及び子育てに関わる人	192,810円

2024年度事業報告書

2024年4月から2025年3月31日まで

NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり

1 事業の成果

鎌倉市との協働事業である「かまくら冒険遊び場」は5周年を迎えました。12月に開催した「やまもり冬まつり」では松尾市長に来所頂き、山のブランコを堪能し、子どもたちの様子を伝えることができました。

毎年「夏まつり」と「冬まつり」は子どもたちや保護者も企画から参加し、一緒にお祭りを作り上げています。幼児や小学生だけでなく、中学生も加わり、活躍します。にぎやかなお祭りになっており、毎年様々な様子が見られ、スタッフも達成感でいっぱいになります。地域の皆様にも、端材のご協力から、当日の遊具づくりなどを子どもたちと一緒にすごし、遊びも、遊具づくりも広げてくださいます。

地域のつながりが広がって子どもたちの遊びの環境を守ってくださることに感謝しております。

また、本年の報告会は、地域の方へも、本事業の推進委員会の方へも、梶原で報告をすることができ、子どもたちの様子が伝わったのではないかと思います。

また、本事業の中で、不登校支援や、ヤングケアラー支援事業を行うことができました。啓発活動や、周知活動を行い、小さくも大きな一歩を踏み出せました。

放課後活性化事業として、放課後かまくらっ子の地域プログラムへの参加はかまくらっ子ふかさわ、かまくらっ子やまさき、の他、新たにかまくらっ子おさかも加わり、定期的に開催しました。

子どもゆめ基金の助成金活動として、2020年より月に一度開催をしているあそんでまもる里山事業は、幼児親子・小学生ともに安定した人数の参加があり、鎌倉の里山をより身近に感じてもらえる体験機会の提供ができました。また鎌倉峯山の会・自主保育団体と一緒に峯山の保全活動を行うイベントも定期的に開催しました。

2024年度は、続けてきたそれぞれの活動が定着し、参加してくださる方も増え、広がりを感じた1年でしした。下記の通り報告をします。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

1 子育て支援及び地域交流に関する事業

1-1 鎌倉市冒険遊び場協働運営事業

ア かまくら冒険遊び場・梶原

- ・内容：鎌倉の自然を生かした自由な遊び場をつくる。
遊び場にある自然や身近な素材を活用した遊び（木工、竹細工、昔遊び、探検、秘密基地づくり、絵の具遊びなど）を行う。遊び場となる里山の保全活動を行う。
- ・日時：2024年4月1日～2025年3月31日
- ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原
- ・従事者人員：11人
- ・対象者：子ども及び子育てをしている人（来場者合計 9,424人/開館日 213日）
- ・支出額：8,544,688円

イ おやこサロン

- ・内容：室内外を利用した遊びの場、及び、乳幼児親子を対象としたつどいの場を提供する。広いホールにおいて、大型ブロックやボール遊び、屋外を利用した外遊びを行う。
また、講師を招いての親子ヨガの実施や3回連続で手仕事を楽しむ新しい企画の開催も行う。
子育てに関する情報掲示板などの設置及び子育て相談を行う。
- ・日時：月 4回程度開催
- ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原
- ・従事者人員：11人
- ・対象者：未就学児及び子育てをしている人（参加者合計 386人/56回）
- ・支出額：0円（1-1 ア かまくら冒険遊び場・梶原に含む）

ウ 出張冒険遊び場

- ・内容：鎌倉市内の緑地や公園を利用し、冒険遊び場を開催し広めていく。鎌倉市内で行われるイベントに出展し、冒険遊び場事業の周知活動を行う。
- ・日時場所及びプログラム内容：年6回開催
 - 5/26 「森に基地をつくろう」 @台峯緑地
 - 6/12 「水あそびと木工」 @鎌倉青少年会館グラウンド
 - 9/3 「竹工作と水あそび」 @たまなわ児童遊園
 - 12/1 「たき火と木工」 @広町緑地
 - 1/5 「お正月あそびとたき火」 @岩瀬下関防災公園
 - 2/11 「冬の谷戸を楽しもう」 @鎌倉中央公園・野外生活体験広場
- ・従事者人員：11人
- ・対象者：子ども及び子育てをしている人（参加者合計 893人/6回）
- ・支出額：0円（1-1 ア かまくら冒険遊び場・梶原に含む）

エ 地域のつどいの場提供事業

- ・内容：地域コミュニティの場として、活動の場を開放する。子育てに関するサークルや講座を開催したい人を応援する場をつくる。多世代の語らいの場や地域福祉の情報を発信する場をつくる。周辺の子ども会、町内会、市主任児童委員連絡会、市青少年指導員（ジュニアリーダーの活動、育成）の活動の場をつくる。子どもの遊び相手となる高校生、大学生のボランティア活動の場をつくる。
- 年2回開催。
- ・日時、及びプログラム内容：7/6,7「やまもり夏まつり」、12/7,8「やまもり冬まつり」
- ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原
- ・従事者人員：11人
- ・対象者：子ども及び子育てに関わる人（参加者合計517人/2回）
- ・支出額：0円（1-1 ア かまくら冒険遊び場・梶原に含む）

オ 多様な環境の子どもたちの支援事業

(1)：不登校支援

- ・内容：「#学校ムリでもここあるよ」キャンペーンに参加。「街のとまり木」サイトに、かまくら冒険遊び場を登録。冒険遊び場でも過ごせることを周知した。
- また、かまくら冒険遊び場・梶原に来ている不登校の子どもたちとともに過ごした。
- ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原
- ・従事者人員：11人
- ・対象者：子ども及び子育てに関わる人
- ・支出額：0円（1-1 ア かまくら冒険遊び場・梶原に含む）

(2)：ヤングケアラー支援事業

- ・内容：ヤングケアラーを取り巻く環境と、子どもの権利についての啓発イベントを開催
- ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原、出張冒険遊び場
- ・従事者：11人
- ・対象者：子ども及び子育てに関わる人
- ・支出額：0円（1-1 ア かまくら冒険遊び場・梶原に含む）

1-2 放課後活性化事業

- ・内容：鎌倉市内の小学校の放課後かまくらっ子において、地域コーディネーターからの依頼を受け、プログラムを実施。冒険遊び場をより多くの小学生に広めていく。かまくら冒険遊び場・梶原の広報活動の一環も担う。
- ・日時、場所、及びプログラム内容：
 - 放課後かまくらっ子ふかさわ：7回
 - 7/29「水てっぽうで水あそび」、8/19、8/26「ペットボトルロケットを飛ばそう」
 - 10/2「弓矢をとばしてみよう」、11/6「秋を探しに、お散歩へ出かけよう」、1/29「風を作って飛ば

そう」、2/26「冬のお散歩」

■ 放課後かまくらっ子やまさき：9回

4/4、6/10、1/9「オギ原をまもうろ」、4/10、6/12、11/13「台峰までお散歩」、6/14「とことん！木工」、9/5「水であそぼう！」、10/9「虫ってどんな？」

■ 放課後かまくらっ子おさか：3回

9/18「ペットボトルロケットを飛ばそう」、10/30「おさか大運動会」、3/21「円覚寺にお散歩」

- ・ 従業者人員：5人
- ・ 対象者：放課後かまくらっ子を利用している児童（参加者合計583人（深沢181人・山崎178人・小坂224人））
- ・ 支出額：308,088円

1-3 あそんでまもる里山事業（子どもゆめ基金）

- ・ 内容：地域の山の保全団体とつながり、山で遊ぶ、山を散策するイベントを開催する。鎌倉の里山とそれを保全する地域の活動があることを認知してもらい、子どもたちに楽しみながら、鎌倉の自然や地域の里山を守りたいという意識につながることを目的とする。

プログラム①「鎌倉の山を歩いて歩こう」

- ・ 日時及びプログラム内容：12回実施

4/21「歩いて春を味わおう」、5/12「天園を歩こう」/「浄明寺緑地まで歩こう」、
6/16「鎌倉の山から海へ」/「海辺で遊ぼう」、7/7「水をさがして歩こう」、
8/18「夏の虫をさがそう」、9/15「秋の山を楽しもう」、10/20「川をたどって歩こう」、
11/17「野村でやぶこぎ」/「野村で探検」、
12/10「衣張山を歩こう」/「山でつるを採って 編んでみよう」、1/19「台峯と里山」、
2/16「鎌倉の山から海へ」/「海をみつけに行こう」、3/9「山の手入れと山あそび」

- ・ 場所：鎌倉市内の里山、海（山崎・台峰緑地、峯山、桔梗山、鎌倉中央公園、天園、材木座、坂ノ下など）
- ・ 従業者人員：3人
- ・ 対象者：子ども及び子育てをしている人（参加者子ども346人・大人168人（全12回））
- ・ 支出額：885,240円

プログラム②「山の手入れと山あそび」

- ・ 日時及びプログラム内容：10回実施

5/14「下草ぬきと小屋の計画」、6/4「菜の花のたね採りと小屋の竹調達」、
7/2「下草がりと小屋の穴ほり」、9/17「芋畑の観察と手入れ」、
10/8「芋ほりのお試し」、11/5「芋ほりと芋づる肥やし」、12/3「倒木でベンチとのぼる旗」、
1/21「小屋の手すりと屋根なおし」、2/4「夏みかんと手すりのかざり」、3/10「抜根と小屋の階段」

- ・ 場所：峯山
- ・ 従業者人員：1人
- ・ 対象者：子ども及び子育てをしている人（参加者子ども65人（全10回））
- ・ 支出額：0円

2 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2-1 調査、研究・研修事業

【普通救命講習Ⅲ】主催：鎌倉市消防署本部 深沢出張所講師2名

- ・ 日時：2024年7月
- ・ 場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原 2階ホール
- ・ 受講者：11人
- ・ AEDを用いた小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、止血法などの実技指導

【山の整備研修】講師：八城敬友氏（樹木医・藤沢市かえるわーかーず）

- ・日時：2024年10月
 - ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原
 - ・受講者：11人
- 遊び場を繋ぐため緑地（斜面）を管理する方法を学び、子どもたちと実践し、遊び場の環境保全に努めた

【2024年度神奈川県子育て支援員研修】主催：神奈川県

- ・日時：2024年11月
- ・場所：Zoomによるオンライン開催
- ・受講者：3人

【防犯訓練】講師：鎌倉市地域つながり課安心安全担当防犯アドバイザー3名

- ・日時：2025年2月
 - ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原
 - ・受講者：11人
- 座学及び実地訓練を行い、実際の勤務時に起こりうることや対策を検討した。

【川崎 子ども夢パーク視察】講師：西野博之氏

- ・日時：2025年3月
- ・場所：川崎市子ども夢パーク
- ・受講者：11人

冒険遊び場の成り立ちについて学び、子どもの権利と遊ぶ場を守り続けていくことが冒険遊び場を運営する大人の役目であることを再認識した。

【不登校児を取り巻く鎌倉の環境について】講師：水澤麻美氏（認定NPO法人鎌倉あそび基地代表）

- ・日時：2024年10月
- ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原
- ・受講者：11人

不登校児を取り巻く鎌倉の実情と、遊び場で不登校児を受け入れる際の注意事項などのアドバイスをいただいた。

以上 支出額：0円（1-1 ア かまくら冒険遊び場・梶原から支出）

【中長期計画立案について】講師：東樹康雅氏

- ・日時：2024年12月
- ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原
- ・受講者：3人

当法人の抱える課題を明確化し、中期計画立案に向けてのプロセスを学んだ。

【WMA野外救命救急法WFAベーシックコース ブラッシュアップ講習】

- ・日時：2025年2月
- ・場所：真光寺公園（東京都町田市真光寺2-2-1）
- ・受講者：2人

以上 支出額：11,137円

2-2 遊び場を取り巻く環境に関する普及・啓発事業

【里山保全活動】

- ・内容：「鎌倉峯山の会」の里山保全活動に参加
- ・日時：第1・第3火曜日
- ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原、峯山
- ・従事者人員：3人

【「みんなの居場所」での活動情報共有と勉強会に参加】

- ・内容：各団体の活動報告やイベント情報の共有。
子育て環境の状況や、課題を共有する。各団体活動の見学
- ・2か月に1回程度開催
- ・場所：各団体の拠点、オンライン
- ・従事者：2人
- ・参加団体：NPO法人 鎌倉育ち合いの家、いろんなカタチ鎌倉、特定非営利活動法人 ふぁみりい、
認定NPO法人 鎌倉あそび基地、鎌倉YMCA、一般社団法人koco-kara、
一般社団法人 学童保育施設 晴れ間

【梶原町内会秋まつり】 主催：梶原山町内会

- ・内容：秋まつりの一環として「昔あそびと輪投げ」
- ・日時：2024年11月17日
- ・場所：梶原山町内会館の横すずらん公園
- ・従事者人員：2人
- ・参加者人数：31人

【深小ふれあい広場】 主催：深沢小学校PTAふれあい委員会

- ・内容：ブース出展にて大型カルタやキャッチボール 203名参加
- ・日時：2024年12月1日
- ・場所：深沢小学校校庭
- ・従事者人員：3人
- ・参加者人数：130名

【かまくら子育て支援グループ懇談会】

- ・内容：団体正会員として所属、毎月開催している定例会に出席
- ・日時：4/15、5/13、6/10、7/8、8/19、9/9、10/21、11/11、12/9、1/20、2/10、3/10
- ・場所：鎌倉市福祉センター
- ・従事者人員：1人

【鎌倉市市民活動フェスティバル】 主催：鎌倉市市民活動センター

- ・内容：パネル展示、イベント会場にて、法人の事業案内掲示、パンフレットの配架を行う。
- ・日時：2025年2月16日(日) 10:00～16:00
- ・場所：鎌倉市福祉センター(鎌倉市社会福祉協議会)
- ・従事者人員：2人

【かまくらULTLAプログラム】 プログラム実施に協力

- ・内容：多様な学びULTLAプログラム実施のサポートスタッフとして参加
鎌倉市立由比ガ浜中学校説明会サポート等
- ・日時：2024年4月～2025年3月
- ・場所：プログラム実施の鎌倉各地、御成小学校、由比ガ浜中学校等
- ・従事者：1名

【ファブラボ鎌倉】ファブクエストの学生に協力

- ・内容：鎌倉の地域課題を解決するアイデアを学生が考え、発表する、ファブクエストに参加する学生チームに協力。
- ・日時：2024年12月～2025年3月
- ・場所：かまくら冒険遊び場・梶原、鎌倉市生涯学習センターにて発表会見学
- ・従事者：2名

【子育て支援大集合！地域の力で未来を育もう】主催：公益社団法人鎌倉青少年会議所

- ・内容：焼き芋、あぶり出し、法人の事業案内掲示、パンフレットの配架
- ・日時：2025年2月11日（火）10:30～14:30
- ・場所：鎌倉中央公園
- ・従事者：4名

【多様な環境の子どもたち支援の周知活動】**(1)：不登校支援**

- ・内容：「#学校ムリでもここあるよ」キャンペーンに参加。「街のとまり木」サイトに、鎌倉冒険遊び場を登録。冒険遊び場でも過ごせることを周知
- ・場所：鎌倉市梶原4-4-2 かまくら冒険遊び場・梶原
- ・従事者人員：11人
- ・対象者：子ども及び子育てに関わる人

(2)：ヤングケアラー支援事業

- ・内容：ヤングケアラーを取り巻く環境と、子どもの権利についての啓発、広報カードや、周知パネルの作成、及び広報活動
- ・従事者：3人
- ・対象者：子ども及び子育てに関わる

以上 支出額：455,012円

活動計算書

[税込](単位:円)

NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり

自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日

科目	金額		
【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	39,000		
賛助会員受取会費	29,000	68,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金		437,875	
【受取助成金等】			
受取助成金		1,285,000	
【事業収益】			
受託事業収益		10,699,798	
【その他収益】			
受取 利息		4,455	
経常収益 計			12,495,128
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	8,975,168		
法定福利費(事業)	24,024		
通 勤 費(事業)	197,440		
人件費計	9,196,632		
(その他経費)			
諸 謝 金	1,195,080		
印刷製本費(事業)	116,005		
広告宣伝費(事業)	231,500		
旅費交通費(事業)	15,836		
車 両 費(事業)	22,500		
通信運搬費(事業)	76,764		
消耗品 費(事業)	857,800		
保 険 料(事業)	158,764		
研 修 費	159,200		
その他経費計	2,833,449		
事業費 計		12,030,081	
【管理費】			
(人件費)			
役員 報酬	13,364		
給料 手当	250,168		
人件費計	263,532		
(その他経費)			
会 議 費	11,180		
旅費交通費	1,000		
通信運搬費	21,360		
諸 会 費	21,500		
租税 公課	200		
支払手数料	44,698		
支払寄附金	2,000		
その他経費計	101,938		
管理費 計		365,470	
経常費用 計			12,395,551
当期経常増減額			99,577
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			99,577
当期正味財産増減額			99,577
前期繰越正味財産額			549,832
次期繰越正味財産額			649,409

活動計算書

[税込] (単位: 円)

NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費

45,000

賛助会員受取会費

26,000

71,000

【受取寄付金】

受取寄付金

404,848

【受取助成金等】

受取助成金

978,850

受取補助金

422,000

1,400,850

【事業収益】

受託事業収益

8,884,631

【その他収益】

受取 利息

1,199

経常収益 計

10,762,528

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)

7,702,361

法定福利費(事業)

20,106

通 勤 費(事業)

97,214

人件費計

7,819,681

(その他経費)

諸 謝 金

930,469

印刷製本費(事業)

128,370

広告宣伝費 (事業)

80,000

旅費交通費(事業)

5,750

車 両 費(事業)

10,500

通信運搬費(事業)

14,000

消耗品 費(事業)

1,034,202

保 険 料(事業)

124,370

研 修 費

56,383

支払手数料(事業)

440

その他経費計

2,384,484

事業費 計

10,204,165

【管理費】

(人件費)

役員 報酬

13,364

給料 手当

221,751

人件費計

235,115

(その他経費)

会 議 費

10,980

旅費交通費

1,000

通信運搬費

60,600

消耗品 費

41,034

諸 会 費

11,000

租税 公課

200

支払手数料

34,005

支払寄附金

2,000

その他経費計

160,819

管理費 計

395,934

経常費用 計

10,600,099

当期経常増減額

162,429

【経常外収益】

経常外収益 計

0

【経常外費用】

経常外費用 計

0

税引前当期正味財産増減額

162,429

当期正味財産増減額

162,429

前期繰越正味財産額

387,403

次期繰越正味財産額

549,832

貸借対照表

NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり
全事業所

[税込] (単位: 円)
2026年 3月31日 現在

科目	金額		
《資産の部》			
【流動資産】			
現金預金	1,851,075		
未 収 金	481,000		
流動資産合計		2,332,075	
資産合計			2,332,075
《負債の部》			
【流動負債】			
未 払 金	1,666,927		
前 受 金	3,000		
預 り 金	12,739		
流動負債合計		1,682,666	
負債合計			1,682,666
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産		549,832	
当期正味財産増減額		99,577	
正味財産合計			649,409
負債及び正味財産合計			2,332,075

貸借対照表

NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり
全事業所

[税込] (単位: 円)
2025年 3月31日 現在

	《資産の部》		
【流動資産】			
現金預金	1,843,111		
未収金	580,750		
流動資産合計		2,423,861	
資産合計			2,423,861
	《負債の部》		
【流動負債】			
未払金	1,462,890		
短期借入金	400,000		
預り金	11,139		
流動負債合計		1,874,029	
負債合計			1,874,029
	《正味財産の部》		
前期繰越正味財産		387,403	
当期正味財産増減額		162,429	
正味財産合計			549,832
負債及び正味財産合計			2,423,861

財 産 目 録

NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり
全事業所

[税込](単位:円)
2026年 3月31日 現在

科目	金額		
《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
現 金(法人)	9,416		
普通 預金 湘南信用金庫深沢支店	1,735,064		
普通 預金(法人)湘南信用金庫	106,595		
現金・預金 計		1,851,075	
(その他流動資産)			
未収受取助成金			
子どもゆめ基金	481,000		
その他流動資産 計		481,000	
資産合計			2,332,075
《負債の部》			
【流動負債】			
未 払 金			
人件費	1,606,569		
消耗品費	29,300		
通信費	31,058		
前 受 金			
2026年度賛助会員受取会費	3,000		
預 り 金			
源泉所得税	12,739		
流動負債合計		1,682,666	
負債合計			1,682,666
正味財産			649,409

財 産 目 録

NPO法人かまくら冒険遊び場やまもり
全事業所

[税込] (単位：円)
2025年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金 (法人)

33,121

普通 預金 湘南信用金庫深沢支店

1,731,379

普通 預金 (法人) 湘南信用金庫

78,611

現金・預金 計

1,843,111

(その他流動資産)

未 収 金

子どもゆめ基金

141,750

神奈川県高齢者等在宅福祉事業費

422,000

放課後かまくらっこ諸謝金

17,000

流動資産合計

580,750

資産合計

2,423,861

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金

人件費

1,066,362

消耗品費

205,737

インターネットBK利用料

1,100

諸謝金

6,561

印刷製本費

23,130

広告宣伝費

10,000

鎌倉市協働運営事業返戻金

150,000

短期借入金

役員

400,000

預 り 金

源泉所得税

11,139

流動負債合計

1,874,029

負債合計

1,874,029

正味財産

549,832